

2020年1月発行

もだま通信

No. 54

〒525-0027 草津市野村八丁目5番19号

サニーハイツピア105号室

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888

E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp



「身近な人を支えるために」

山田 容
(もだま理事長)

旧年中は「もだま」に対して、多くのご支援をいただきありがとうございました。

本年もよろしくお願ひいたします。

昨秋はラグビーW杯で日本中が盛り上がり、海外チームや来日した応援客から日本のおもてなしへの賞賛が繰り返し聞かれました。この他、テレビ番組など各種の報道でも海外の旅行客から日本のすばらしさが繰り返し語られます。こうした評価は嬉しく、誇らしく響きますが、一方で私たちは、お客様として来る人たちに向いているのと同じくらいの心遣いを、隣に住んでいる人たちに注げているのだろうかと考えてしまいます。これから日本では、本格的に外国人労働者の受け入れがはじまりますが、彼らは労働者であると同時に生活者にもなります。立ち去っていく客ではなく、ともに暮らす生活者になると途端に、「外国人」は文化摩擦など問題ある人としての側面がクローズアップされがちです。

これは何も外国人相手に限ったことではありません。「私たちは遠い不幸には優しい。だけど、近くの不幸には目をつむる」私が若い頃に、福祉現場で働くソーシャルワーカーから教えていただいた言葉です。直接関わらない出来事には心を痛めても、同じ地域で暮らしている人たちの困りごとには気づかないふりをしてしまうことがあります。例えば、駅構内で戸惑う高齢者や幼い子を連れて移動に苦労している母親を見ても、何も見なかつたように通り過ぎてしまう。ましてや買い物やお金の管理など、日常の暮らしを成り立たせることが難しい隣人の存在を気にすることは少ないかもしれません。それどころか、弱さを抱える人々は自己責任を果たせない人たち、家族が保護責任を果たしていないとみられることもあります。ただ、もはや家族はセーフティネットではなくなりつつあり、少ない家族で支え合うストレスが社会に渦巻いています。成年後見は家族の枠を越えて身近な人たちを支える社会の仕組みです。

「もだま」はその歩みを今年も続けてまいりますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

今年もどうぞよろしくお願ひいたします。 職員一同



親族後見人交流会を開催しました



去る11月9日（土）栗東ウィングプラザにおいて、「第1回親族後見人交流会」を開催しました。当日は、知的障害者入所施設『蛍の里』の親族後見人さんにご参加いただき、日頃の活動での悩みや疑問など和やかな雰囲気の中でお話が進み、自分たちも高齢になり後見人としての役割が果たせなくなった時の事などのお話もありました。

一方で、一年に1回提出する事務報告で、家裁に必要な書類や書き方を聞いても、人によって言うことが違うため煩わしいなど現実的な話題もあり、当日ご参加いただいた司法書士・社会福祉士としてご活躍されている坂口航一郎様からご助言などをいただきました。坂口様からは、成年後見制度のこれまでの経緯や、家庭裁判所の現状、被後見人の財産管理における支援信託や支援預金制度の説明などをわかりやすくお話をいただきました。

参加者からは、「『蛍の里』関係者だけだったが、こういう場でないと話せないことや、後見人をしていてもわからないこと、疑問に思っていることにその場で答えてくれる人が居ることが良かった」「またこのような機会があれば参加したい」との感想がありました。が、『蛍の里』以外の後見人との話がしたかったという率直なご意見もあり、次回は、在宅や、他の施設の親族後見人にも参加いただけるよう取り組んでいきたいと思います。

*後見制度支援預金とは・・・

本人の財産を日常的な支払いをするための金銭（後見人が管理）と日常的に使用しない金銭に分け、使用しない分を支援預金に預ける仕組み。

口座の開設や解約、出入金するには予め裁判所の指示書が必要。成年後見と未成年後見に利用。（保佐、補助、任意後見では利用できない）



*後見制度支援信託とは・・・

日常的に使用しない金銭を信託銀行などに信託する制度。信託財産を払い戻したり、契約を解約するためには、予め裁判所の指示書が必要。成年後見と未成年後見に利用。（保佐、補助、任意後見では利用できない）

*預金と信託の違い・・・

信託は、最初に専門職後見人が信託の利用の適否を判断して、裁判所の支持を受けて専門職後見人が口座開設の手続きをする。（報酬が発生する）預ける金額の下限が定められている。預金は、専門職後見人を選任するかどうかは裁判所が判断する（専門職後見人が不要の場合もある）、初めから親族後見人のみで手続きが開始できる。預け金の下限はない。などをお聞きしました。

後見人紹介コーナー

専門職後見人

～社会福祉士の思い～



西川 妙子さん

成年後見人の受任をさせて頂くようになって6年が経過し、これまでに7人の方の受任をさせて頂き、現在は5人の方の成年後見人として活動をしています。

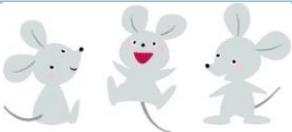
社会福祉士会に依頼のある案件は身上監護が必要な方、財産や支援者が少ない方が多いようです。初めて受任をさせて頂いた方は、ご本人が雇用されていた会社の方が生活全般をお一人で支援されていました。介護保険認定や障がい者手帳の交付手続きを行い、ケアマネさんに助けて頂きながら方向性を探り、1年間をかけて介護保険の施設に入所することが出来ました。現在は施設職員さんの手厚い介護を受けて落ち着いた生活をされています。

後見人として私が大切にしている事は、ご本人の思いを知る努力をする事（なかなか難しいですが）と、これまでご本人を支えて来られた、親族、知人の方とは途切れないような関係を継続して、一緒にご本人を支えていく事です。在宅の方はご本人だけでなく家族とも関係を作り、施設入所中の方の所へは、数か月に1回親族の方と一緒に好物の食事を持って行って食事会をしたり、知人の方と一緒に外出をしたり、訪問時の様子を電話でお伝えしたり、遠方のご親族の方には手紙で近況を報告させて頂いています。

また、後見人は業務の中でいろいろな勉強をさせて頂くことが出来ると思います。普段の生活ではお出会いする事がないような方とお話をしたり、対応をすることでとても勉強になります。先日は山林の件で森林整備事務所の方とお会いする事があり、日本の山林事情の勉強をさせて頂きました。

専門職後見人として何が出来るのか、ご本人の思いに寄り添うことと現実の課題の間でいつも悩みながら業務をしています。後見人に選択、決定を任せられることもあります。一人でわからない事や悩む事は、関係機関の方の意見を聞いたり、ぱあとなあ会員に相談をしています。

私一人で出来ることは限られていますので、今後も周りの皆様に助けられながら被後見人さんを支えていけたらと思っていますので、よろしくお願いします。





高齢者・障がい者なんでも相談会を開催しました

《12/7》

今年度は、草津市さわやか保健センターを会場に開催しました。高齢の方や障がいのある方、また家族や支援者が日頃抱えておられる悩みや不安を、法律や福祉、行政の分野を問わず一堂に相談をお受けしました。時季的にちょっと寒くて天気もそう良くなく心配していましたが、21組の相談者に来場いただきました。相談スタッフは31団体41人、予備を含めた相談室14室が、フル回転状態となり、協力いただいた相談員の方々には慌ただしい対応をお願いするものもありましたが、無事終えることができました。

相談内容としては、後見制度や、財産管理、相続、年金、遺言、そして障がいをお持ちのご家族からはひきこもりや、日常生活、学校での対応など様々な相談が寄せられました。

来場者のアンケートでは、「自身の事も含めて少し理解できた」「話を聞いてもらってホッとした」「話を聞いてもらったことで自分の考えの曖昧な点が、推測や憶測によるものだと気づいた。概ね今支援の方向性で間違っていない事も気づいた」などの感想がありました。また、「解決した」および「解決はしていないが方向性が見えた」という意見と、今後もこのような機会が必要と回答された方が9割近くありました。

地域で暮らす高齢者や障がい者への相談窓口の一つとしてみなさんの協力をいただきながら継続していきたいと思っています。



ご協力いただきました皆様
方、本当にありがとうございました。



成年後見制度 出張相談会

成年後見制度に関心のある方や、制度の利用を考えておられる方々が身近な地域で相談を受けていただけるよう開催しています。お気軽におこしください。

《守山会場》1月17日（金）13時半～16時 守山すこやかセンター3階 講習室

★ 会員募集

●正会員年会費●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

★ 寄付のお願い

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。